

## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	団体
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドが未整備であるエリアが存在することによって、情報に触れる機会についての格差が生じることは、今後のICT技術の発展により、地方を中心とした未整備エリアを、これまで以上に経済成長から取り残すことになるほか、社会的な情報弱者を生みかねません。</p> <p>そうした状況を踏まえれば、国民に等しく超高速ブロードバンドが利用できるような環境が整備されるべきです。さらに、基盤整備には出来る限り民間による整備を検討すべきであり、当初から税金の支出を前提とした整備を検討することは、好ましくないものであると考えます。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、利用者にとって手頃な料金となることは必要不可欠であると考えます。そのためには、通信事業者の間で公正な競争が成立している必要があります。それにむけた環境を整えることは重要です。</p> <p>通信においては各種の競争ルールの整備により、その推進がなされてきているところではありますが、光回線サービスの市場におけるNTT東西の独占状況を見れば、一般に、現行のルールが競争のために十分整備されているとは言えないと考えます。</p> <p>このような状況を鑑みれば、これまで以上に公正な競争となるような環境を実現することが、より一層の利用者利便と競争の活性化に繋がるものと考えます。光の道の整備というプロジェクトを実現するには、NTT東西のアクセス網を構造的に分離するなど、さまざまな方策をもって検討を実施すべきと考えます。</p>